

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日にA会社に雇用され、建築ブロック製造、天井クレーンオペレーター、ボイラー運転管理等の業務に従事した後、配置転換、出向等を経て、平成〇年〇月に会社を退職した。その後、請求人は、同年〇月B会社を設立し、平成〇年まで事業主としてカラオケボックスの経営を行っていた。

請求人は、糖尿病と胃の不調のため受診していたC内科で平成〇年春頃胸部レントゲン写真を取った際、肺に陰影を指摘され、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し、原発性肺がん（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは石綿にばく露したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人が本件疾病を発症したことは、当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的意見に照らし妥当なものであると判断する。

(2) ところで、石綿にばく露した労働者の肺がんの発症については、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について（平成24年3月29日付け基発0329第2号及び平成25年10月1日付け基発1001第8号改正通達）」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

#### (3) 石綿ばく露期間について

請求人らは、請求人が直接石綿にばく露された作業従事期間は1年程度であり、仮に直接ばく露した時間は短くても作業していたボイラー室で、むき出しの古い配管から石綿が飛散していたため、14年間の間接ばく露があると主張する。

しかし、直接ばく露作業であるバルブの補修作業への従事期間が1年に満たないという監督署長や審査官の認定を請求人らが否定する根拠は、ボイラー本体の配管のみならず、他の配管に用いられていた小さいパッキンにも石綿が含有されていたというものであるが、関係者の供述によると当該パッキンに石綿が用いられていたとする根拠に乏しく、また、請求人自身平成〇年〇月〇日付けの聴取書において要旨、「小さいバルブの交換については、その部品ごと取り替えるので、バルブの部品を分解して内部の部品を交換したのではなく、出来上がった状態のバルブを交換した。」、「単にバルブの部品交換だけでしたので、

石綿の断熱材はその作業では使っていません。」と述べていることから、石綿に直接ばく露する作業に1年程度従事していた旨の請求人らの主張は採用できない。

また、間接ばく露されていたとする根拠として、請求人らは断熱材がむきだしになっていた配管が存在していた旨指摘するが、関係者の供述では断熱材に石綿が含まれているとする根拠は乏しく、また、仮に含まれていたとしてもむき出しの状態で放置されていたとは考え難いことから、請求人らの主張は採用できない。

#### (4) 石綿肺及び胸膜プラークの所見について

E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「肺がん発症後の平成〇年〇月に『管理1 (P R 0 / 1)』のじん肺管理区分決定がなされており、第1型以上のじん肺あるいは石綿肺の所見は認められないと判断される。」、「平成〇年〇月にF病院で撮影された胸部CTでは、明らかな胸膜プラークと判断される所見は認められない。実際、同病院診療録中の放射線科医による読影所見にも胸膜プラークは指摘されていない。」と述べている。

また、石綿確定診断委員会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「第1型以上の石綿肺の所見を認めません。胸膜プラークの所見を認めません。」と述べている。

請求人らは、「G診療所のH医師の診断によると、石綿肺所見が第1型以上であり、胸膜プラークが認められる。」旨主張しているので、当審査会において改めて一件記録を精査したところ、E医師及び石綿確定診断委員会の意見は妥当であり、決定書理由に説示するとおり、請求人には第1型以上の石綿肺の所見及び胸膜プラークは認められないものと判断する。

(5) したがって、請求人に発症した本件疾病は、認定基準に定める要件を満たしておらず、業務上の事由によるものではないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。